

# 南伊豆町森林整備計画書

計画期間

〔 自 平成 24 年 4 月 1 日 〕  
〔 至 平成 34 年 3 月 31 日 〕

静岡県  
南伊豆町

## I. 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 第1 森林整備の現状と課題

### 第2 森林整備の基本方針

1. 地域の目指すべき森林の姿
2. 森林整備の基本的な考え方と区域の設定

### 第3 森林施業の合理化に関する基本方針

1. 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進
2. 森林施業の共同化の促進
3. 林業に従事する者の養成及び育成・確保

## II. 森林整備の方法に関する事項

### 第1 伐採に関する事項

1. 伐採の方法
2. 標準伐期齢
3. その他必要な事項

### 第2 造林に関する事項

1. 人工造林に関する事項
2. 天然更新に関する事項
3. 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
4. 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
5. その他必要な事項

### 第3 間伐・保育に関する事項

1. 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法
2. 保育の作業種別の標準的な方法
3. 要間伐森林に係る通知
4. 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林
5. その他必要な事項

### 第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1. 作業路網の整備に関する事項
2. その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1. 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
2. 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
3. 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
4. その他必要な事項

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1. 森林施業の共同化の促進に関する方針
2. 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

3. 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

4. その他必要な事項

第7 その他森林整備に関する必要な事項

1. 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2. 林業機械の導入の促進に関する事項

3. 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

4. その他必要な事項

III. 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1. 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

2. 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

第2 鳥獣による森林被害対策の方法

第3 林野火災の予防の方法

第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

第5 その他必要な事項

1. 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

2. その他必要な事項

IV. 森林の保健機能の増進に関する事項

第1 保健機能森林の区域

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1. 森林保健施設の整備

2. 立木の期待平均樹高

第4 その他必要な事項

V. その他森林の整備のために必要な事項

第1 森林経営計画の作成に関する事項

第2 生活環境の整備に関する事項

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

第6 その他必要な事項

## はじめに

南伊豆町森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、本町内の森林を適切に整備していくことを目的として、本町における森林関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めるものです。

また、本計画は森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、県が定める伊豆地域森林計画に適合しており、森林所有者等が策定する森林経営計画は、本計画の内容に照らして町長等が認定します。

## I. 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項（法第 10 条の 5 第 2 項 第 1 号 及び 第 5 号）

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

### 第 1 森林整備の現状と課題

本町は、静岡県伊豆地域にあたり伊豆半島の最南端に位置する。天城山脈より連なる山地を背にし、南西は太平洋に開け、この海岸線一体は富士箱根伊豆国立公園及び名勝伊豆西南海岸区域となっている。

本町の総面積は 11,059 ha で、森林面積は 8,580 ha と森林に恵まれており、総面積の 78% を占めている。本計画の対象となる私有林面積も 8,470 ha で、スギを主体とした人工林の面積は 2,380 ha であり人工林率 28% で県平均よりかなり低い値である。

現況では、林業を生業とする者は少なく、地理的に一団の施業地を確保することも難しいため、充実した森林整備が実施されることが困難な状況である。

しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、公益的機能の重要性は益々高まってきていることを考慮すると、町内には施業を必要とする林齢の森林が多く、育成途上の森林に対する保育、間伐及び伐期に達している森林における素材生産を適切に実施していくことが重要である。

そこで、本町では林業基盤整備並びに人工林の間伐、里山再生整備を推進することとする。

### 第 2 森林整備の基本方針

#### 1. 地域の目指すべき森林の姿

各地域において期待される森林の機能を踏まえた、目指すべき森林の姿を次のとおり整理する。

##### ア. 北部地域

本町北部地域は比較的人工林率の高い地域であり、林道等の生産基盤が整備されつつあるが、一方で、森林施業が行われていない森林も点在している。そこで、ここでは林業に必要な木材生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進し、形質の良好な林木からなる、成長量が高い森林を目指すものとする。

## イ. 海岸地域

本町海岸地域では自然公園法による第一種特別地域に指定されている森林をはじめとして、多様な樹種からなる森林が良好な景観を有する等の保健機能を発揮している。そこで、海岸地域ではこの機能を引き続き高度に発揮させるため、風景地を保護し、住民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する森林を目指すものとする。

## 2. 森林整備の基本的な考え方と区域の設定

### (1) 森林の区域の設定

森林の持つ様々な機能は、主に「木材生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の機能を表1-1に整理する。さらに、特にその機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を表1-2に定める。

表1-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機能		働き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材生産機能		木材等の資源を培養する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林木の生育に適した森林土壌を有している。</li> <li>・ 適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が高い。</li> <li>・ 林道等の生産基盤が適切に整備されている。</li> </ul>
公益的機能	水源涵養機能	水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している。</li> <li>・ 下層植生とともに樹木の根が発達している。</li> </ul>
	山地災害防止機能／土壌保全機能	自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。</li> <li>・ 適度な光が差し込み、下層植生が発達している。</li> </ul>

		地の荒廃を防止し、土地を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。</li> </ul>
	快適環境形成機能	強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。</li> </ul>
	保健・レクリエーション機能	保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全・形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。</li> <li>身近な自然とのふれあいの場として適切に管理されている。</li> <li>必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。</li> </ul>
	文化機能	自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。</li> <li>必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。</li> </ul>
	生物多様性保全機能	地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原生的な森林生態系を保持している。</li> <li>学術的に貴重な生物種が生育・生息している。</li> </ul>

表 1 - 2 森林の区域（機能別）

区 分		森林の区域	面積（ha）
木材生産機能維持増進森林		別紙 1 のとおり	2,530.49
公益的 施業 森林 機能 別	水源涵養機能維持増進森林	別紙 2 のとおり	3,438.43
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	別紙 3 のとおり	1,056.67
	快適環境形成機能維持増進森林	別紙 4 のとおり	102.55
	保健文化機能維持増進森林	別紙 5 のとおり	1,690.15

ただし、「木材生産機能維持増進森林」は「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「水源涵養機能維持増進森林」は「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」は「土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図る

ための森林施業を推進すべき森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」は「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健文化機能維持増進森林」は「保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を指す。

## (2) 森林の整備・保全の考え方

表1-2に定めた森林の区域における森林の整備及び保全の考え方を別紙6の表1-3に定める。

### 【表1-3 概要】

#### ア 木材生産機能維持増進森林

地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。

また、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。

施業種は「通常伐期」とする。

#### イ 公益的機能別施業森林

##### (ア) 水源涵養機能維持増進森林

ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

また、下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。

施業種は「伐期の延長」とする。

##### (イ) 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### a 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

山地災害の発生の危険性が高い森林においては、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理、溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置を推進する。

施業種は「長伐期」、「複層林」のいずれかとする。



#### **b 快適環境形成機能維持増進森林**

生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。特に、風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林においては、皆伐を避ける。また、内陸側でクロマツ以外の広葉樹等への樹種転換が可能な森林においては、松くい虫被害の拡大を防止するため、積極的に樹種転換を進める。

施業種は「長伐期」、「複層林」のいずれかとする。

#### **c 保健文化機能維持増進森林**

保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。保健文化機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。

施業種は「長伐期」、「複層林」のいずれかとする。


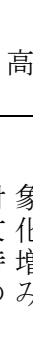
ただし、特に地域独自の景観等の形成が求められる森林においては、施業種は「特定広葉樹」とする。

### **(3) 森林施業の方法(施業種)**

森林の機能の維持増進を図るための森林施業の方法を表1-4に定め、その施業を推進すべき森林の区域を表1-5に定める。

また、風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種を特定広葉樹として表1-6に定める。

表 1-4 施業の方法（施業種）

施業の方法	主伐	間伐	(参考)
通常伐期	Ⅱの第1の1「伐採の方法」に示すとおりとする。	Ⅱの第3の1「間伐をなすべき標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。	低  施業上の制約  高
伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-4-2に示す。		
長伐期	主伐の時期は、公益的機能をより高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上とし、その下限を表1-4-2に示す。		
複層林	伐採区域の形状、配置、地形、周辺の森林の状況などを勘案して実施する。また、周辺に残す森林により、求められる機能が確保できる場合には、択伐によらない方法も行うことができるものとする。	複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、下層林内の明るさが低く、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施する。この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。	
特定広葉樹の育成	特定広葉樹については、標準伐期齢における立木材積を確保する。それ以外の樹種については、伐採率を制限しない。	制限なし。	対象は保健文化機能維持森林のみ。

※ただし、(2)に定める森林の区域が重複した森林においては、制約が高い施業の方法を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」(施業種は「伐期の延長」と「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」(施業種は「択伐による複層林」)の区域が重複した場合、伐期は「標準伐期齢に10年加えた林齢以上」、伐採率は「30%以下」とすること。

表 1-4-2 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ	その他 広葉樹
伐期の延長	50	55	45	60	25	35
長伐期	80	90	70	100	30	50

表 1-5 森林の区域（施業種別）

施業の方法	森林の区域	面積（ha）
通常伐採		2,907.95
伐期の延長	別紙 7 のとおり	3,160.00
長伐期	別紙 8 のとおり	664.03
複層林	別紙 9 のとおり	1,690.15
特定広葉樹の育成	表 1-6 のとおり	47.99
計		8,470.12

ただし、施業の方法のうち、「長伐期」を実施する森林は「標準伐期齢のおおむね 2 倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林」、「複層林」を実施する森林は「複層林施業を推進すべき森林」、「特定広葉樹の育成」を実施する森林は「特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林」を指す。

表 1-6 特定広葉樹

特定広葉樹	
クスノキ(132 林班い 4, 9, 11~15)	※詳細は別紙 10 のとおり

#### (4) その他必要な事項

##### ア 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

以下に示す「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」は、森林所有者による森林施業の困難性に鑑み、森林の状況に応じて、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第 2 条に規定する事業を実施することにより、その施業を推進する。

##### (ア) 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、

社会的条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な間伐を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-7のとおり定める。

**(1) 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林**

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的経済的社会的条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-7のとおり定める。

表1-7 森林の区域及び整備・保全の考え方

(特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林)

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採方法は間伐とする。</li> <li>間伐率はおおむね40%以内とし、列状又は群状の伐採を基本とする。</li> <li>こうした施業により、単層であるスギ・ヒノキの人工林を、広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林化を目指すものとする。</li> </ul>
森林の区域	別紙11のとおり 【面積 1,209.53ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採方法は、原則として間伐とし、間伐率はおおむね50%以内とする。ただし、竹林にあって樹種転換を図る場合は、皆伐とすることができる。</li> <li>皆伐した場合の更新方法は、原則として郷土樹種であって対象森林に適したものを主体とした広葉樹等の人工造林とするが、天然更新に必要な優良な母樹が存在するなど、天然更新が見込まれる場合においてはこの限りではない。なお、天然更新が見込まれる場合においても、必要に応じて更新補助作業を行う。</li> <li>さらに、育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、竹の侵入により広葉樹の育成が妨げられるおそれのある場合は、継続的な竹の除去を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうした施業により、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等へ誘導する。</li> </ul>
森林の区域	別紙 12 のとおり 【面積 52.63ha】

### イ. 竹林の取り扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取り扱いを表 1-8 のとおり定める。

表 1-8 竹林の取り扱い

管理の目的		整備・保全の考え方
資源として整備、利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>たけのこ、竹材の生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産目的に合わせた適正管理を推進</li> <li>生産、流通、加工体制の整備</li> <li>利用技術の開発、バイオマス利用</li> <li>地域の特産品等としての活用</li> </ul>
竹林として整備、保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全</li> <li>竹林の防災機能の活用</li> <li>憩いの場、教育の場等として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的に合わせた適正管理を推進</li> <li>管理体制の整備及び管理する人材の育成</li> <li>体験教育等の機会を創出</li> </ul>
竹林としてではなく、森林の保全・再生を優先	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林景観及び環境の保全</li> <li>ふれあいの場、体験教育の場等として活用</li> <li>防災機能等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>竹林の拡大防止</li> <li>伐採や枯殺後、樹種転換</li> <li>ふれあい、体験教育等の機会を創出</li> <li>地域住民や NPO 等との協働による森林づくり</li> </ul>

## 第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

### 1. 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業事業者や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、おおむね 100ha 以上の面的にまとまった森林を対象に、作業路網の整備や利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

## **2. 森林施業の共同化の促進**

森林組合、民間林業事業体、町等の関係機関が連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林経営計画の作成等による森林施業の集約化を図り、それを一体として効率的に行う。

## **3. 林業に従事する者の養成及び育成・確保**

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成していく。

また、就業前の情報提供や就業支援講習会等により新規就業の促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

## II. 森林整備の方法に関する事項

### 第1 伐採に関する事項（法第10条の5第2項第2号）

#### 1. 伐採の方法

##### (1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1のとおり整理する。

表2-1 立木竹の伐採の方法

区分	指 針
主伐 (更新を伴う 伐採)	皆伐 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 主伐のうち、択伐以外のもの。</li> <li>• 気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。               <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適切な伐採区域の形状</li> <li>▶ 1箇所あたりの伐採面積の規模</li> <li>▶ 伐採区域のモザイク的配置</li> </ul> </li> <li>• 伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図るもの。</li> </ul>
	択伐 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。</li> <li>• 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。</li> <li>• 適切な伐採率とは、材積伐採率30%以下とする。ただし、伐採後の造林が植栽による場合は40%以下とする。</li> </ul>
間伐 (更新を伴わない伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採しておこなうものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。

##### (2) 伐採(主伐)の標準的な方法

伐採(主伐)の標準的な方法を、施業区分別に別紙13の表2-2のとおり定める。本町内の森林を伐採(主伐)するに当たっては、ここで定める伐採の方法に従い、適切に行う。

また、施業区分(育成単層林、育成複層林、天然生林)の考え方を別紙13の表2-3に示す。

## 【表 2 - 2 概要】

共通事項：

伐採跡地が連続しないよう、また、林地の保全等のため、伐採区域の形状、配置に留意し、伐採後は適確な更新を図るものとする。

育成単層林：

皆伐は、更新が確実である森林について行う。更新方法を天然更新とする場合は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮する。育成複層林へ誘導する場合は択伐を基本とするが、確実な更新が見込まれる場合は、小規模な皆伐等、択伐によらない伐採も行えるものとする。

育成複層林：

伐採方法は択伐を基本とするが、確実な更新が見込まれる場合は小規模な皆伐等の択伐によらない方法も行えるものとする。

伐採後、人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は材積で 40%以下とする。同様に、天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとする。

天然生林：

主伐に当たっては、育成単層林施業及び育成複層林施業に準じる。

## 2. 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表 2 - 4 のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではない。



表 2-4 標準伐期齢

地区	樹 種 (林 齢)						
	スギ	ヒノキ	マツ	モミ ツガ	その他 針葉樹	コナラ	その他 広葉樹
全域	40	45	35	50	50	15	25

(注)マツとは、クロマツ及びアカマツを指す。

## 第2 造林に関する事項(法第10条の5第2項第3号)

### 1. 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-5のとおり定める。

表 2-5 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ

(注1) クロマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗力が認められたものに限る。

(注2) 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の産業観光課(森林・林業担当課)又は静岡県賀茂農林事務所の林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-6に定める。

表 2-6 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000~3,500本/ha	
	疎仕立て	2,000本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000~3,500本/ha	
	疎仕立て	2,000本/ha	
マツ	中仕立て	3,000本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000本/ha	

(注1) 表2-6に示す標準的な植栽本数以上の本数を植栽しようとする場合は町

の産業観光課（森林・林業担当課）又は静岡県賀茂農林事務所の林業普及指導員とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

（注２）現地状況や地形等を勘案し、上記植栽本数を植栽することが困難な場合は、1,000本/haを下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。

### イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表２－７に定める。

表２－７ 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。</li> <li>気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。</li> </ul>	—
更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として植栽とする。</li> <li>植付は、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を勘案してその方法を定め、適期に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として樹下植栽とする。</li> <li>隣接して広葉樹林が残存している林地等では、天然更新による広葉樹の導入も考慮する。</li> <li>植栽本数は、表２－６に示す標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上とする。</li> </ul>

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林による森林の伐採跡地については、表２－８に定める期間内において早期に更新を完了するものとする。

表２－８ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内
択伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内 ５年を超えない期間

## 2. 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

### (1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表2-9のとおり定める。

表2-9 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	針葉樹：スギ、ヒノキ、マツ
ぼう芽による更新が可能な樹種	広葉樹：ヤマハンノキ、シデ類、クリ、ナラ・カシ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、ヤマザクラ、ネムノキ、アカメガシワ、ハゼノキ、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表2-10に定め、天然更新すべき立木の本数及び期待成立本数は表2-11に定める。

なお、「天然更新すべき立木」とは、表2-9に定める天然更新樹種のうち、2.0m以上の樹種を指す。

また、天然更新に当っては、必要に応じて表2-12に定める天然更新補助作業を実施する。

表2-10 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上でを行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込み

	等の天然更新補助作業を行うこと。
--	------------------

表 2-11 期待成立本数等

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha
天然更新すべき立木の本数	1,800 本/ha 以上

表 2-12 天然更新補助作業

天然更新補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4～5 本を目安としてぼう芽整理を行う。 2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2～3 本とする。

## イ その他天然更新の方法

天然更新を図る森林においては、皆伐後 5 年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

### (ア) 調査の時期

伐採後、5 年以内に調査を行う。

### (イ) 調査の方法

- a 明らかに天然更新している場合は、目視とする。
- b 目視による判断がつかない場合は、原則としてプロット調査による。プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。

(a) プロットの大きさは、5 m × 5 m (25 m<sup>2</sup>) とし、2 箇所以上設ける。

(b) プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。

(c) 対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち、将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

#### (ウ) 天然更新の完了基準

- a 天然更新すべき立木が、ha 当り 1,800 本以上、かつ、均等に生育している。
- b 全てのプロットが基準を満たすこと。

#### (エ) その他

- a (イ) の調査の結果、(ウ) の基準を満たしていない場合は、3 年の経過観察期間において、再度(イ) の調査を行う。  
ただし、経過観察期間内に人工造林を行なった場合は、その時点で更新完了とする。
- b 自然に推移させると適確な天然更新が困難な場合は、表 2-12 に定める天然更新補助作業を実施する。さらに、シカ等の食害が予測される地域では、獣害対策の実施を促進する。
- c 気象や土壌等の条件により(ウ) の基準にあてはまらない場合でも、伐採前の森林又は周辺の森林を参照して適当であると認められるときは、天然更新が完了したものと判断する。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新は、森林資源の積極的な造成を図り、公益的機能の維持及び早期回復を促すため、5 年以内に行うものとする。

### 3. 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

次のいずれかの理由により、天然力のみでは更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定める。

- 1ha を超える皆伐を行った針葉樹人工林
- 表 1-2 に定める木材生産機能維持増進森林のうち針葉樹人工林(別紙 14 のとおり)
- 母樹からの適切な種子の供給が見込まれない森林
- ぼう芽更新に適した立木が十分に存在していない森林
- 天然更新に必要な大きさ、数の稚樹が十分に存在していない森林

#### 4. 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

##### (1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

##### ア 人工造林の場合

表2-5に定める樹種とし、表2-13に再掲する。

##### イ 天然更新の場合

表2-9に定める樹種とし、表2-13に再掲する。

表2-13 更新にかかる対象樹種

更新方法	対象樹種
人工造林	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ
天然更新	針葉樹：スギ、ヒノキ、マツ 広葉樹：ヤマハンノキ、シデ類、クリ、ナラ・カシ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、ヤマザクラ、ネムノキ、アカメガシワ、ハゼノキ、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は6,000本/haとする。

### 第3 間伐・保育に関する事項(法第10条の5第2項第4号)

間伐及び保育は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

#### 1. 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表<sup>※1</sup>」を利用し、表3-1に示す指針に従って実施する。

表 3-1 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度 10 分の 8 以上とする。</li> <li>● 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数 (Ry) ※<sub>2</sub>」を用いるものとし、その値を表 3-3 に定める。</li> <li>● 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表 3-4 に定める。</li> </ul>
間伐率 間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐率と回数は、「新・システム収穫表※<sub>1</sub>」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を勘案して定める。「新・システム収穫表」による試算の一例を表 3-2 に示す。</li> <li>● 材積によるの上限は伐採率を 35% を標準とする。</li> <li>● 5 年後に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とする。</li> </ul>
選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。</li> <li>● 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木などを選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。</li> <li>● VIII 齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。</li> <li>● 地形上、風衝地となり得る場所においては、風害に留意して間伐を行う。</li> </ul>

※1「新・システム収穫表」

スギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラムで、エクセルファイルで作成した。(静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター作成) 樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県ホームページからダウンロードできる。

※2「収量比数 (Ry)」

その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後 1 に近づいていく。

表 3 - 2 「新・システム収穫表」による試算の一例

年生	施業	本数 伐採率	伐採後 本数 (本/ha)	伐採後 収量比数 (Ry)	平均胸高 直径 (cm)	伐採材積 (m <sup>3</sup> /ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

※樹種ヒノキ、15年生時立木本数 2,750 本/ha、地位Ⅲで初期設定

※長伐期施業とし、90年生を伐期として設定

表 3 - 3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表 3 - 4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

## 2. 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表 3 - 5 のとおり定める。

表 3 - 5 保育の標準的な方法

種類	実施林齢及び時期等
下刈	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施 時期：6～7月頃を目安
つる切り	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時期
枝打ち	林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施



	時期：11月～2月上旬頃
その他	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置等を実施

### 3. 要間伐森林に係る通知

法第10条の10第2項の規定に基づき、要間伐森林（間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要がある森林）について、次に掲げる事項を森林所有者に対して通知する。

- 要間伐森林である旨
- 実施すべき間伐又は保育の方法
- 実施すべき間伐又は保育の時期

### 4. 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林

該当なし。

## 第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項（法第10条の5第2項第8号）

### 1. 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表4-1に定義する。

表4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車（10t積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワード等）の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
路細部	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械（トラックを含む）の走行を予定するもの。

### (1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム（車両系又は架線系）を定め、表4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	100m/ha以上	35～50m/ha以上
中傾斜地 (15～30°)	車両系	75m/ha以上	25～40m/ha以上
	架線系	25m/ha以上	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60m/ha以上	15～25m/ha以上
	架線系	15m/ha以上	
急峻地 (35°～)	架線系	5m/ha以上	5～15m/ha以上

### (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

#### ア 基幹路網に係る留意事項

##### (ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、表4-3に示す規格（林道規定）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表4-3 基幹路網の規格・構造

区分			規格 (林道規定)	車道幅員	通行車両
基幹路網	林道	森林基幹道 森林管理道	自動車道1級	4.0m(3.0m)	一般車両、林業用車両
			自動車道2級	3.0m	
			自動車道3級	1.8～2.0m	
	林業専用道		自動車道2級	3.0m	林業用車両 (10t積程度のトラック)

#### (イ) 基幹路網の整備計画

伊豆地域森林計画（変更計画）において、別紙15の表4-4に示す基幹路網の整備計画が掲げられている。

【表 4-4 概要】 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長 (km) / 箇所数 (箇所)
森林管理道の開設	2 路線	7.4km

**(ウ) 基幹路網の維持管理に関する事項**

基幹路網は、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

**イ 細部路網の整備に関する事項**

**(ア) 細部路網の作設に係る留意事項**

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表 4-5 に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 4-5 森林作業道の規格

通行車両 (林業用車両) 区分	規格
車両系林業機械、4 t 積のトラック	全幅員 3.0 m 以上
車両系林業機械、2 t 積のトラック	全幅員 2.5 m 以上
車両系林業機械 (車体幅 2.0 m 程度)	全幅員 2.5 m 未満

**(イ) 細部路網の維持管理に関する事項**

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

**(3) 路網整備等推進区域に関する事項**

別紙 15 の表 4-4 に掲げる計画に沿い、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐や択伐、皆伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表 4-4 に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺

の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備等推進区域は表4-6に整理する。

表4-6 路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長 (km)	対図番号	備考
青野地区	88	林道青野・八 木山線	1.7	②	

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1. 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十 ha の施業団地とした上で、作業路網の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業事業者へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

### 2. 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

### 3. 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

(1) 造林、保育及び伐採に必要な育成権原

- (2) (1)に基づき伐採した木竹の処分権原
- (3) 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

## **第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

### **1. 森林施業の共同化の促進に関する方針**

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう指導・助言をする。

### **2. 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策**

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促す。

### **3. 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明確にする必要がある。

- (1) 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- (2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- (3) 共同施業実施者の一人が、上記(1)又は(2)により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

## **第7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項）**

### **1. 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項**

本町の森林所有者の大部分は小規模所有者であるため生産性も低く、林業による収益を得ることが困難であるため、林業事業体の基盤強化を図ることで林業従事者の養成及び維持・増加に努める。

#### **ア. 森林技術者の能力の向上**

林業事業体に雇用された技術者について、生産性の向上による効率的な木材生産を担う森林技術者を育成するため、国の人材育成制度等を利用しながら、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を促す。

#### イ. 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

林業事業体の職員に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーを育成する。

#### ウ. 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、林業の仕事や就業条件などに関する情報の提供、就業支援講習会の開催を促進するとともに、林業事業体に対して短期的な雇用を支援することにより、林業への新規就業を促進する。

#### エ. 森林技術者の就労環境の向上

森林技術者の就労環境の向上を図ることにより、林業事業体が行う雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援する。

#### オ. しいたけ生産者の育成

地域のしいたけ生産者の育成を図るために、品質適正表示や認証取得を指導するとともに、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大PR活動などを支援する。

また、新規参入者への研修実施を支援する。

### 2. 林業機械の導入の促進に関する事項

集約的な施業を実施するために、地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表4-8をモデルとする低コスト作業システムの構築を目指す。

また、低コスト作業システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表4-8 作業システムのモデル

作業システム	集材距離	目標路網密度	傾斜	伐木	造材	集材
--------	------	--------	----	----	----	----

車両系 (フォワード 等、集材)		200m/ha程度	緩     急	ハーベスタ等	ハーベスタ等	フォワード等の車両
	～50m	100m/ha～		チェンソー	プロセッサ	フォワード等の車両
架線系 (タワーヤード 等、集材)	～200m	25m/ha～		チェンソー	プロセッサ	スイングヤード
	～400m	12.5m/ha～		チェンソー	プロセッサ	タワーヤード
	400m～	～12.5m/ha		チェンソー	プロセッサ	自走式搬器 (集材機)

### 3. 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表4-9に現況を整理する。

表4-9 林産物の利用の促進のために必要な施設

区分	施設の 種類	現状			整備計画			備考
		位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
加工	製材工場	青市	一棟	1				
販売	特用林産物の 販売所等	一条	一棟	2				直売所
	特用林産物の 販売所等	下賀 茂	一棟	3				直売所

### 4. その他必要な事項

林産物の利用推進のため市場経済へ林産物の加工・販売事業を支援していく。

### III. 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

#### 第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

##### 1. 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

本町は、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表5-1に示す方針に則って適切に行うものとする。

なお、森林病虫害等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、必要に応じて本町から伐採の促進に関する指導等を行う。

表5-1 松くい虫等被害対策方針

項目	方針
松くい虫被害対策	1. 静岡県松くい虫被害対策事業推進計画を受けて本市の松くい虫被害対策自主事業計画を定め、これに基づいた松くい虫被害対策を実施する。 2. 保全すべき松林の被害跡地には、松くい虫に抵抗性を有するマツを植栽し、復旧を図る。
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。

##### 2. 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

本町は、森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病虫害の被害木等の情報収集に努める。

#### 第2 鳥獣による森林被害対策の方法

本町は、鳥獣保護法に基づいて県が定める特定鳥獣保護管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法を踏まえ、防護柵設置等による食害防止対策等を実施する。

#### 第3 林野火災の予防の方法

本町は、林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- 初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生 of 未然防止に努める。
- 山火事発生 of 危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域においては、タバコ、たき火の後始末の周知を徹底する。
- 林業従事者の火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への



意識を啓発する。

#### 第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れ作業については南伊豆町火入れに関する条例(昭和59年3月19日条例第10号)を遵守すること。

#### 第5 その他必要な事項

##### 1. 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

松くい虫被害対策については、対策の方法及び実施する森林の区域を表5-3に示す森林病虫害等防除法に基づく基準・区域に定める。

表5-3 松くい虫被害対策の基準・区域

基準・区域	区分	策定主体
静岡県防除実施基準	基準、区域	県
高度公益機能森林の区域	区域	県

##### 2. その他必要な事項

本町は、森林病虫害及び山火事等を未然に防止するとともに、森林巡視等に役立てるため、標識等の設置を推進する。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

## IV. 森林の保健機能の増進に関する事項

### 第1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表6-1に示す。

表6-1 保健機能森林の所在

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
湊地区	63り 1~4	2.90	2.90					

### 第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表6-2のとおり定める。

表6-2 保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導します。</li> <li>伐採に伴う裸地面積の縮小を図ります。</li> </ul>
造林	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の再造林に努める。</li> </ul>
保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が快適に散策等を楽しめるよう、適度な林内の明るさを維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>施業は、地域の林業事業体が主体となって行うとともに、森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。</li> </ul>

### 第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### 1. 立木の期待平均樹高

施設の整備に当たっては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が表2-4に定める標準伐期齢に達したときに期待される

樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)未満とする。

#### **第4 その他必要な事項**

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

## V. その他森林の整備のために必要な事項

### 第1 森林経営計画の作成に関する事項

本町は、森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- (1) I の第 2 の 2 に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- (2) II の第 2 の 3 に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (3) II の第 5 の 3 に示す森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) III に示す森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

### 第2 生活環境の整備に関する事項

### 第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町は、地域材や地域の特用林産物、林業にかかる伝統技術等を活用した地域振興事業を推進する。

また、林地残材等の木質バイオマスを活用したエネルギー利用事業を推進する。

### 第4 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

#### 1. 地域住民参加による取り組み

- ・町内の森林の現況に関する住民の理解を深めるよう広報に努める。
- ・住民が森林内で気軽に活動できるようにするための作業路、遊歩道、休憩施設等への整備を推進する。

#### 2. 上下流連携による取り組み

住民・団体等が水源の森林造成に関心を持つよう広報に努める。

#### 3. 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

公益的機能別施業森林について、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びその他に必要な施設の整備に関する内容の施業実施協定を特定非営利活動法人等と森林所有者等が締結することを支援する。

## 第4 その他必要な事項

### 1. 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

### 2. 森林の土地の保全に関して留意すべき事項

森林の土地の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

### 3. 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたりは、次の事項に留意する。

#### (1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

#### (2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を勘案し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

イ 水害を発生させるおそれがないこと

ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと

エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

### 4. 研究機関との協力に関する事項

本町は、森林整備のために必要が生じた場合、静岡県森林林業研究センターやその他町周辺研究機関との連携を図ることとする。